

第三級総合無線通信士「法規」試験問題

20問 1時間30分

A - 1 無線局の免許が与えられないことがある者を電波法（第5条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 無線局の運用の停止の処分を受け、その処分の解除の日から2年を経過しない者
- 2 電波の発射の停止の処分を受け、その処分の解除の日から2年を経過しない者
- 3 無線局の免許の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者
- 4 電波法又は刑法に規定する罪を犯し罰金以上の罪に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

A - 2 船舶局において、無線航行のためのレーダーを取り替えることについて総務大臣の許可を受けた免許人は、そのレーダーを運用するためには、電波法（第18条）の規定によりどのような手続をしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 総務大臣の検査を受け、レーダーの取替え工事の結果が許可の内容に適合していると認められなければならない。
- 2 レーダーの取替え工事を行った後、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- 3 認定点検事業者又は認定外国点検事業者の検査を受け、その結果を総務大臣に報告しなければならない。
- 4 レーダーの取替え工事を実施した旨を無線業務日誌に記載し、その後最初に行われる定期検査において、総務大臣の確認を受けなければならない。

A - 3 次の記述は、電波の質及び受信設備の条件について、電波法（第28条及び第29条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

送信設備に使用する電波の A 及び幅、高調波の強度等電波の質は、総務省令で定めるところに適合するものでなければならない。

受信設備は、その副次的に発する B が、総務省令で定める限度を超えて他の C を与えるものであってはならない。

- | A | B | C |
|------------|-----------|------------|
| 1 周波数の偏差 | 電波 | 無線通信に妨害 |
| 2 周波数の偏差 | 電波又は高周波電流 | 無線設備の機能に支障 |
| 3 空中線電力の偏差 | 電波 | 無線設備の機能に支障 |
| 4 空中線電力の偏差 | 電波又は高周波電流 | 無線通信に妨害 |

A - 4 次の記述は、主任無線従事者の職務について、電波法施行規則（第34条の5）の規定に沿って述べたものである。誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 主任無線従事者の監督を受けて無線設備の操作を行う者に対する訓練（実習を含む。）の計画を立案し、実施すること。
- 2 無線設備の機器の点検若しくは保守を行い、又はその監督を行うこと。
- 3 無線業務日誌その他の書類を作成し、又はその作成を監督すること（記載された事項に関し必要な措置をとることを含む。）
- 4 総務大臣の行う検査に際し、免許人の代理として立ち会うこと。

A - 5 次の記述は、無線局を運用する場合の空中線電力について、電波法（第 54 条及び第 110 条）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

無線局を運用する場合においては、空中線電力は、次に定めるところによらなければならない。ただし、□A□については、この限りでない。

- (1) 免許状に記載されたものの範囲内であること。
- (2) 通信を行うため必要最小のものであること。

の□B□の規定に違反して無線局を運用した者は、1 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。

A	B
1 遭難通信	(1)
2 遭難通信	(2)
3 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	(1)
4 遭難通信、緊急通信、安全通信又は非常通信	(2)

A - 6 無線局の運用の通則に関する次の記述のうち、電波法（第 52 条、第 57 条、第 58 条及び第 60 条）の規定に照らし誤っているものを下の番号から選べ。

- 1 無線局は、遭難通信、緊急通信、安全通信、非常通信、放送の受信その他総務省令で定める通信を行う場合を除き、免許状に記載された目的又は通信の相手方若しくは通信事項の範囲を超えて運用してはならない。
- 2 無線局は、無線設備の機器の試験又は調整を行うために運用する場合には、なるべく擬似空中線回路を使用しなければならない。
- 3 海岸局及び船舶局の行う通信には、暗語を使用してはならない。
- 4 無線局には、正確な時計及び無線検査簿、無線業務日誌その他総務省令で定める書類を備え付けておかななければならない。ただし、総務省令で定める無線局については、これらの全部又は一部の備付けを省略することができる。

A - 7 無線設備の機能の維持等に関する次の記述のうち、無線局運用規則（第 3 条、第 4 条の 2、第 5 条及び第 8 条の 2）の規定に照らし、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 義務船舶局に備え付けておかななければならない時計は、その船舶の航行中又は航行の準備中、正午及び午後 8 時の 2 回その時刻を中央標準時又は協定世界時に照合しておかななければならない。
- 2 義務船舶局等（義務船舶局及び義務船舶局のある船舶に開設する総務省令で定める船舶地球局のことをいう。）の無線設備の補助電源用蓄電池及び船内通信設備用蓄電池は、その船舶の入港中に充電を完了しておかななければならない。
- 3 船舶局の遭難自動通報設備は、6 箇月以内の期間ごとに、別に告示する方法により、その無線設備の機能を確認しておかななければならない。
- 4 義務船舶局の無線設備（デジタル選択呼出装置による通信を行うものに限る。）は、その船舶の航行中毎日 1 回以上、当該無線設備の試験機能を用いて、その機能を確認しておかななければならない。

A - 8 次の記述は、海上移動業務の無線局が、モールス無線通信の通常通信電波により呼出し及び応答を行う場合に順次送信すべき事項を無線局運用規則（第 20 条及び第 23 条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

呼出しにおける送信事項

- (1) 相手局の呼出符号 □A□
- (2) D E 1 回
- (3) 自局の呼出符号 □B□
- (4) K

応答における送信事項

- (1) 相手局の呼出符号 □C□
- (2) D E 1 回
- (3) 自局の呼出符号 □D□
- (4) K

A	B	C	D
1 3 回以下	3 回以下	3 回以下	3 回以下
2 3 回以下	1 回以下	3 回以下	1 回
3 2 回以下	2 回以下	2 回以下	1 回
4 2 回以下	2 回以下	1 回	1 回

A - 9 次の記述は、遭難通信、緊急通信及び安全通信について、電波法（第 66 条から第 68 条まで）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、 内の同じ記号は、同じ字句とする。

海岸局、海岸地球局、船舶局及び船舶地球局（以下「海岸局等」という。）は、遭難通信を受信したときは、他の一切の無線通信に優先して、直ちにこれに応答し、かつ、遭難している船舶又は航空機を救助するため最も便宜な位置にある無線局に対して通報する等総務省令で定めるところにより救助の通信に関し A をとらなければならない。

無線局は、遭難信号又は第 52 条第 1 号（遭難通信の意義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を妨害するおそれのある電波の発射を直ちに中止しなければならない。

海岸局等は、遭難通信に次ぐ優先順位をもって、緊急通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、緊急信号又は第 52 条第 2 号（緊急通信の意義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、遭難通信を行う場合を除き、その通信が B を確認するまでの間（総務省令で定める場合には、少なくとも 3 分間）継続してその緊急通信を受信しなければならない。

海岸局等は、 C 安全通信を取り扱わなければならない。

海岸局等は、安全信号又は第 52 条第 3 号（安全通信の意義の規定をいう。）の総務省令で定める方法により行われる無線通信を受信したときは、その通信が B を確認するまでその安全通信を受信しなければならない。

- | A | B | C |
|---------|-------------|-------------|
| 1 最善の措置 | 遠方で行われていること | 緊急通信に優先して |
| 2 最善の措置 | 自局に関係のないこと | 速やかに、かつ、確実に |
| 3 迅速な措置 | 遠方で行われていること | 速やかに、かつ、確実に |
| 4 迅速な措置 | 自局に関係のないこと | 緊急通信に優先して |

A - 10 次の記述は、遭難船舶の船体の放棄の際にとるべき措置について、無線局運用規則（第 74 条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。

船舶に開設する無線局は、その船舶が遭難した場合において、その船体を放棄しようとするときは、事情の許す限り、その送信設備を A 電波を B 状態に置かななければならない。

- | A | B |
|--------|--------------|
| 1 継続して | 発射する |
| 2 継続して | 必要最小の電力で発射する |
| 3 調整して | 発射しない |
| 4 調整して | 断続的に発射する |

A - 11 次の記述は、遭難呼出し及び遭難通報の送信に関する無線局運用規則（第 76 条及び第 77 条）の規定に沿って述べたものである。
 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、 内の同じ記号は、同じ字句とする。

遭難呼出しは、無線電話により、次の各号の区別に従い、それぞれに掲げる事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|--|-----|
| (1) <input type="checkbox"/> A（又は「遭難」） | 3 回 |
| (2) こちらは | 1 回 |
| (3) 遭難している船舶の船舶局（「遭難船舶局」という。）の呼出符号又は呼出名称 | 3 回 |

遭難呼出しは、特定の無線局に B。

遭難呼出しを行った無線局は、できる限り速やかにその遭難呼出しに続いて、遭難通報を送信しなければならない。

遭難通報は、無線電話により次の事項を順次送信して行うものとする。

- | | |
|---|--|
| (1) <input type="checkbox"/> A（又は「遭難」） | |
| (2) 遭難した船舶又は航空機の名称又は識別 | |
| (3) 遭難した船舶又は航空機の位置、遭難の種類及び状況並びに必要なとする救助の種類その他救助のため必要な事項 | |
- の(3)の位置は、原則として経度及び緯度をもって表すものとする。ただし、著名な地理上の地点からの真方位及び C で示す距離によって表すことができる。

- | A | B | C |
|---------|------------|--------|
| 1 メーデー | あてなければならない | キロメートル |
| 2 メーデー | あててはならない | 海里 |
| 3 パン パン | あてなければならない | 海里 |
| 4 パン パン | あててはならない | キロメートル |

A - 12 次の記述は、臨時の電波の発射の停止について、電波法（第 72 条）の規定に沿って述べたものである。□ 内に入れるべき字句の正しい組合せを下の番号から選べ。ただし、□ 内の同じ記号は、同じ字句とする。

総務大臣は、無線局の □ A □ が総務省令で定めるものに適合していないと認めるときは、当該無線局に対して臨時に電波の発射の停止を命ずることができる。

総務大臣は、□ の命令を受けた無線局からその □ A □ が総務省令で定めるものに適合するに至った旨の申出を受けたときは、その無線局に □ B □ させなければならない。

総務大臣は、□ の規定により □ A □ が総務省令で定めるものに適合しているときは、直ちに □ の停止を解除しなければならない。

- | A | B |
|-------------------|-----------|
| 1 発射する電波の質 | 電波を試験的に発射 |
| 2 発射する電波の質 | 職員を派遣して検査 |
| 3 通信方法その他運用に関する事項 | 電波を試験的に発射 |
| 4 通信方法その他運用に関する事項 | 職員を派遣して検査 |

A - 13 次に掲げる記述のうち、無線従事者がその免許を取り消される事由に該当するものを電波法（第 79 条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 日本の国籍を有しない者となったとき。
- 2 正当な理由がないのに無線設備の操作を 5 年以上行わなかったとき。
- 3 刑法に規定する罪を犯し、罰金以上の刑に処せられたとき。
- 4 不正な手段により無線従事者の免許を受けたとき。

A - 14 国際電気通信連合憲章、国際電気通信連合条約又は無線通信規則に違反する無線局を認めた無線局は、同規則（第 S15 条）の規定によりどのようにしなければならないか、正しいものを下の番号から選べ。

- 1 国際電気通信連合に報告する。
- 2 違反を認めた無線局の属する国の主管庁に報告する。
- 3 違反した無線局に通報する。
- 4 違反した無線局の属する国の主管庁に報告する。

A - 15 次に掲げる書類のうち、国際通信を行わない義務船舶局に備付けを要しないものを電波法施行規則（第 38 条）の規定に照らし下の番号から選べ。

- 1 免許申請書の添付書類の写し
- 2 船舶局の局名録
- 3 海上移動業務及び海上移動衛星業務で使用する便覧
- 4 無線従事者選解任届の写し

B - 1 次の記述は、免許人がその無線局について手続を要する場合について述べたものである。電波法（第 16 条の 2、第 17 条、第 20 条及び第 22 条）の規定により、許可を受けなければならない事項を 1、届出をしなければならない事項を 2 として解答せよ。

- ア 無線局を廃止するとき。
- イ 通信の相手方、通信事項若しくは無線設備の設置場所を変更し又は無線設備の変更の工事（総務省令で定める軽微な事項を除く。）をしようとするとき。
- ウ 第 1 種電気通信事業者から電気通信業務（電気通信事業法第 2 条第 6 号の電気通信業務をいう。）の委託を受けるため、無線局の目的を変更しようとするとき。
- エ 船舶局のある船舶について、船舶の所有権の移転その他の理由により船舶を運行する者に変更があったため、免許人の地位を承継したとき。
- オ 総務省令で定める軽微な事項について無線設備の変更の工事を行ったとき。

B - 2 次の記述は、第三級総合無線通信士の資格を有する者が行うことができる無線設備の操作（アマチュア無線局の無線設備の操作を除く。）の一部について、電波法施行令（第3条）の規定に沿って掲げたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

漁船（専ら水産動植物の採捕に従事する漁船以外の漁船で国際航海に従事する総トン数 □ア 以上のものを除く。）に施設する空中線電力 □イ 以下の無線設備（無線電話及びレーダーを除く。）の操作（ □ウ のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）

に掲げる操作以外の操作で次に掲げるもの（国際通信のための通信操作及び多重無線設備の技術操作を除く。）

イ 船舶に施設する空中線電力 □イ 以下の無線設備（船舶地球局及び航空局の無線設備並びにレーダーを除く。）の操作（モールス符号による通信操作を除く。）

ロ 陸上に開設する無線局の空中線電力 125 ワット以下の無線設備（レーダーを除く。）の操作で次に掲げるもの

(1) 海岸局の無線設備の操作（ □エ のモールス符号による通信操作を除く。）

(2) 海岸局、海岸地球局、航空局、航空地球局、航空機のための無線航行局及び放送局以外の無線局の無線設備の操作

ハ □オ の外部の転換装置で電波の質に影響を及ぼさないものの技術操作

- | | | | |
|-----------------|----------------|--------|--------------|
| 1 漁業用の海岸局 | 2 300 トン | 3 レーダー | 4 500 ワット |
| 5 漁業用の海岸局以外の海岸局 | 6 1,600 トン | 7 国際通信 | 8 船舶地球局の無線設備 |
| 9 250 ワット | 10 国際電気通信業務の通信 | | |

B - 3 次の記述のうち、電波法（第62条）及び無線局運用規則（第40条）の規定に照らし、入港中の漁船の船舶局を運用することができる場合を1、運用することができない場合を2として解答せよ。

ア 短波帯の周波数の電波により電気通信業務を行う海岸局に対して電報を送信するために通信を行う場合

イ 短波帯の周波数の電波により所属する漁業用海岸局と無線機器の試験又は調整をするために通信を行う場合

ウ 26.175MHz を超え 470MHz 以下の周波数の電波により港務用の無線局と港内における船舶の交通のための通信を行う場合

エ 中短波帯の周波数の電波により他の漁船の船舶局と漁業通信を行う場合

オ 無線通信によらなければ他に陸上との連絡手段がない場合であって、急を要する通報を海岸局に送信する場合

B - 4 次の記述は、遭難通報等を受信した船舶局のとるべき措置について、無線局運用規則（第81条の7）の規定に沿って述べたものである。□内に入れるべき字句を下の番号から選べ。ただし、□内の同じ記号は、同じ字句とする。

船舶局は、遭難呼出しを受信したときは、これを受信した周波数で □ア を行わなければならない。

船舶局は、遭難通報、衛星非常用位置指示無線標識の通報、 □イ の通報又は航空機用救命無線機等の通報を受信したときは、直ちにこれをその船舶の □ウ に通知しなければならない。

船舶局は、 の規定により □ア を行った場合であって、その □ア において、遭難通報を受信し、かつ、遭難している □エ が明らかであるときは、直ちにその遭難通報に対して応答しなければならない。ただし、当該遭難通報が海岸局が行う第78条（他の無線局の遭難警報の中継の送信等）第9項の呼出しに引き続いて受信したものであるときは、受信した船舶局の船舶の □ウ がその船舶が救助を行うことができる位置にあることを確かめ、当該船舶局に指示した場合でなければ、これに応答してはならない。

船舶局は、遭難通報を受信した場合において、その船舶が救助を行うことができず、かつ、その遭難通報に対し他のいずれの無線局も応答しないときは、 □オ しなければならない。

- | | | |
|----------------------|--------------|--------------------|
| 1 船舶又は航空機が自局の付近にあること | 2 運行者 | 3 捜索救助用レーダートランスポンダ |
| 4 聴守 | 5 責任者 | 6 方位測定 |
| 7 船舶又は航空機を救助できること | 8 デジタル選択呼出装置 | 9 遭難通報を送信 |
| 10 遭難通信を率領 | | |

B - 5 次に掲げる事項のうち、義務船舶局に備え付けなければならない無線業務日誌に毎日記載すべき事項として、電波法施行規則（第40条）に規定されているものを1、規定されていないものを2として解答せよ。

ア 時計を標準時に合わせたときは、その事実及び時計の遅速

イ 1日の延べ通信時間又は通信回数

ウ 自局の船舶の航行中正午及び午後8時におけるその船舶の位置

エ レーダーの維持の概要及びその操作上又は機能上に現れた特異現象の詳細

オ 無線機器の試験又は調整をするための通信に使用した空中線電力